

保育園・認定こども園等の入園にかかる事務について

1 入園にかかる申請について

(1) 申請時期

利用希望月の前々月の1日から、前月の10日まで

※4月の入園に限り、事前に申込みの期間、一次審査及び二次審査期間を設けております。

(2) 申請方法

郵送、窓口、電子申請

(3) 申請場所

第一希望の園が所在する区のこども家庭課

(4) 申請者に対する利用の可否

区のこども家庭課から申請者に対し利用希望月の前月中旬から下旬に電話連絡

※園の所在する区のこども家庭課より、利用児童が決定する前に、事前にご連絡いたします。

2 受入れ可能数の確認

各区のこども家庭課より各園に対し、毎月初旬までに次月の受入れ可能数を確認します。

※受入れ可能数は、定員、園の面積及び保育士の配置等をご確認の上、ご回答ください。

児童数は定員の120%未満となることが原則になります。

※4月の入園に限り受入れ可能数の確認時期が異なります。詳細は3ページ目をご覧ください。

3 入園にかかる事務について各園へお願いさせていただくこと

(1) 募集に係る市民への公開情報の確認

園等の名称、住所、連絡先、定員、駐車場数及び実費徴収に係る情報等を各園へ確認いたします。

※例年8月頃に内容の確認依頼を行います。

(2) 情報シートの作成

各区の窓口で市民に各園の情報をご案内する際の基本資料の作成をお願いします。

新規開園の際は、幼保支援課から作成依頼をさせていただいておりますが、年度更新の際は、

各区のこども家庭課から依頼させていただきます。

(3) 入園説明会等の日程の確認

4月の入園に限り、内定者に対して、入園説明会等の日程を送付するため、例年12月上旬頃に確認させていただきます。

※5月～3月の内定者には、各園から保護者にお知らせをお願いいたします。

(4) 現況届等の取りまとめ

在園児の保護者に対して、例年9月上旬頃、翌年度の継続希望を確認する等のため現況届等の配布を行います。各園にお送りしますので取りまとめいただき、期日までにご返送いただきます。

4 保護者について「保育を必要とする事由」や「世帯の状況」に変更があった場合

保護者の方から園が所在する区のこども家庭課へ必要書類等の提出が必要となります。必要書類については、本日配付した「保育園・認定こども園等利用（保育認定）のご案内」（冊子）にてご確認ください。

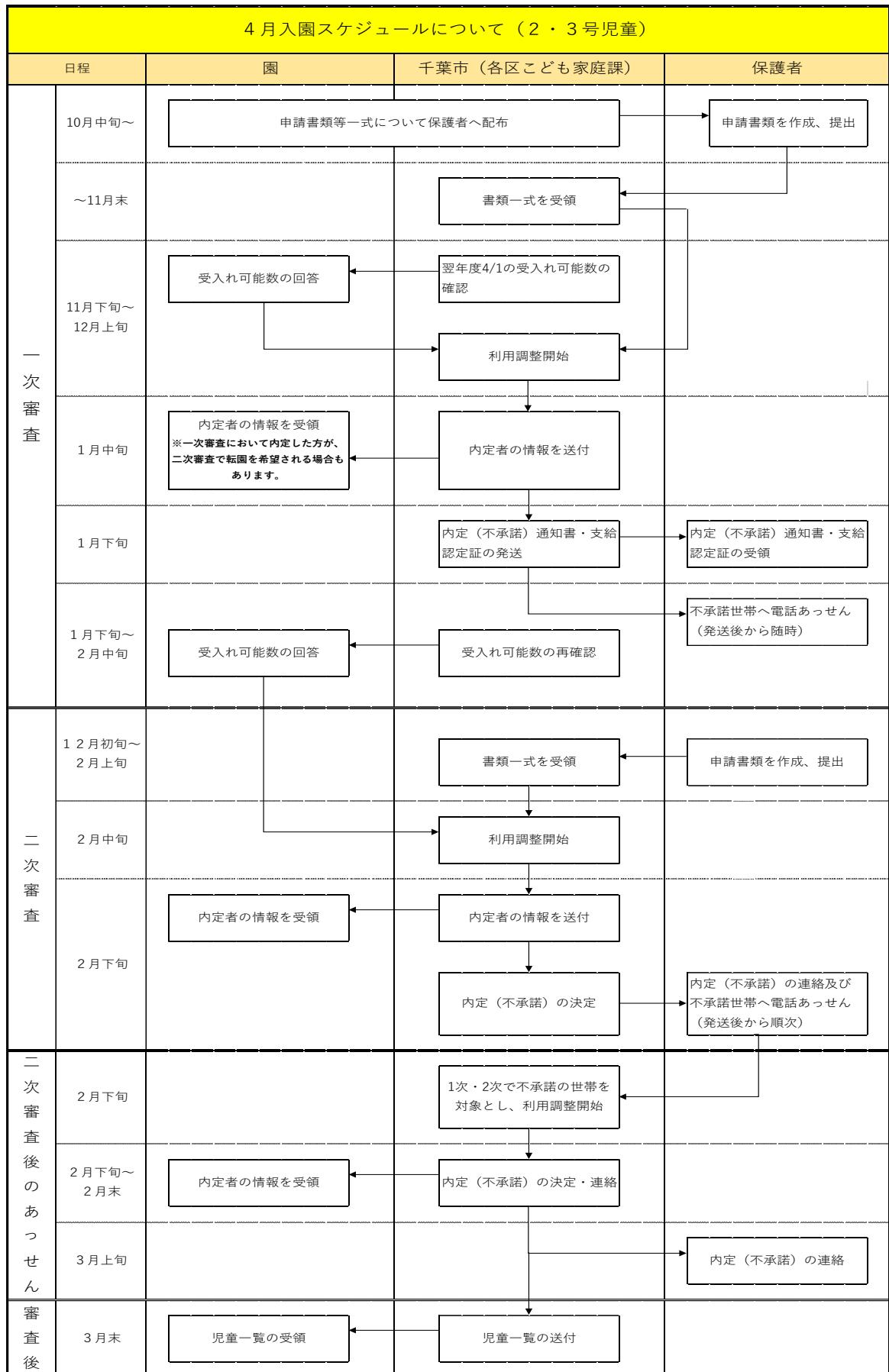
5 保育園・認定こども園等の適正利用について

保育園等の利用時間については、支給認定を受けることにより、曜日・時間帯ごとの保育の必要性の有無にかかわらず、必要量の認定区分に応じて最大限の時間を利用できることとなっておりますが、保育が不必要的曜日・時間帯においても保育園を利用されている実態があることから、保育園等や保育士の負担増となるほか、保育士確保を更に困難としています。

このような課題に対応し、本市の保育行政を持続可能なものとするため、保育園等の適正利用に係る啓発資料を作成し、周知啓発を図っています。

※ 保護者に本来あるべき利用方法への理解を促しつつ、可能な範囲での協力をお願いするものであり、記載の事例を保護者に強制するものではありません。

ご家庭により保育を必要とする事情は様々であるため、保護者の状況や児童の様子などを勘案し、実際の利用については保護者と話し合いの上、ご対応調整をお願いいたします。



入所選考に係るルールについて

1 利用の決定について

各区こども家庭課において、選考により利用者を決定します。選考は、市が定めた利用選考基準に基づき、保育の必要性を点数化し、客観的かつ公平に行います。申請順や希望順ではなく、保育の必要性の高い方から利用の決定を行います。

※選考基準の詳細については、参考1「施設(事業)利用選考基準」をご覧ください。

2 応諾義務について（子ども・子育て支援法第33条第1項）

特定教育施設・保育施設は、利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではなりません。障害やアレルギーをお持ちのお子さんであっても、それを理由に特定のお子さんの受け入れを拒むことはできません。また、職員配置上の理由により当該児童の受け入れが不可の場合、当該児童よりも点数が低い児童についても入所不可となる点にご留意ください。

3 定員を超過した受け入れについて

入所調整は、「利用定員の120%未満となることを原則とする」ルールを定めており、これを超過する場合、新たな受け入れは行いません。詳細は、参考2「保育園等における定員を超過した受け入れについて」をご参照ください。

4 管外受託児童について

市外に住民登録のある児童が千葉市内の園を利用するには、原則、保護者の勤務先が本市にある場合や里帰り出産の場合などに限られます。

※市原市、四街道市の市民が千葉市管内の施設を利用する場合、上記要件は適用しません。

5 4月入所の一次内定者の二次転園について

4月利用申込の一次選考で内定が決まった児童も二次選考の申込みが可能です。一次選考の内定者が二次選考で他の園に転園する可能性がありますのでご留意ください。最終的な内定者は3月上旬に確定します。それ以降の内定辞退による空き枠については、基本的に5月以降の受け入れ枠とさせていただきます。

6 公費の二重払いについて

二つの園に在籍するなどして児童に対して二重に給付をすることはできません。特に4月は以下のようないふるにご注意ください。

例) 新年度よりA園からB園に転園する場合

B園の入園式が4月10日の場合でも、在籍は4月1日からとなり、給付費が発生します。上記のような場合、A園の利用は3月末までの利用となりますのでご注意ください。

【別紙】施設（事業）利用選考基準

令和7年10月15日改正
令和8年4月利用選考から適用

① 選考順位について

千葉市に住民登録のある児童かつ、優先項目に該当する児童（A）から選考を行い、最後に千葉市外に住民登録がある児童（D）の選考を行います。

※優先項目は①～⑦まであります。優先項目の中でも順位があり、①を最上位とし、上位の項目から順に用います。また、1人の児童に対し、複数の優先項目に該当する場合は、最も高い優先度の項目を1つ適用します。

選考順位内で入所選考点数が高い方から、希望している保育園等に空きがある場合に、内定します。

対象者	項目	選考順位	優先項目	入所選考点数
-----	----	------	------	--------

千葉市民	(A) 優先項目に該当する方	1位	優先項目① ↓ 優先項目⑦	点数高 ↓ 点数低
	(B) 優先項目に該当しない方	2位		点数高 ↓ 点数低
市外にお住まい	(C) 優先項目に該当する方	3位	優先項目① ↓ 優先項目⑦	点数高 ↓ 点数低
	(D) 優先項目に該当しない方	4位		点数高 ↓ 点数低

※転入予定者は、千葉市民（A）（B）として選考します。

※市外にお住まいの方（C）（D）は、4月の入所選考においては、2次選考からの選考となります。

※市外にお住まいの方で、優先項目⑥に該当する方については、千葉市民の優先項目に該当しない方（B）よりも選考順位が上位（（A）より下位）となります。

② 入所選考の点数について

父、母それぞれの基準点（基準点において、あてはまる項目が複数ある場合は、一番点数の高いものを1つ採用）、調整指数1及び調整指数2を加えたものを入所選考の点数とします。

同点になった場合は、同点となった場合の選考項目1～8により順位を決定します。1を最上位とし、上位の項目から順に用います。

$$\text{父 基準点} + \text{母 基準点} + \text{調整指数1} + \text{調整指数2} = \text{入所選考点数}$$

【基準点】

番号	保育の認定事由	保護者の状況等	細　目	基準点
1	就労 (※1)	会社等に雇用されている者 または、自営業者 (就労内定の場合、該当の基準点から ▲3とする。)	月160時間以上の労働 月120時間以上160時間未満の労働 月80時間以上120時間未満の労働 月64時間以上80時間未満の労働	22 20 18 16
2	妊娠・出産	出産月と前後2か月の5か月間である者 (多胎妊娠の場合は、出産月及び出産前4か月並びに出産後2か月の7か月間である者)		13
3	保護者の 疾病・障害	病気やけがの程度	長期入院(おおむね1カ月以上) 居宅内において常時、病気により療養が必要 毎週通院が必要 その他	25 25 15 10
		障害の程度	重度 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A以上 障害年金1級 精神障害者保健福祉手帳1級 中程度 身体障害者手帳3級 療育手帳Bの1 障害年金2級 精神障害者保健福祉手帳2級 その他	25 23 15
4	親族等の 介護・看護	その児童の家庭又 は家庭外において、病気や心身に 障害のある親族が おり、長期にわ たってその介護・ 看護にあたる場合 (月64時間以上)	申込児童のきょうだい 入院付添 重度障害 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A以上 障害年金1級 精神障害者保健福祉手帳1級 寝たきり 申込児童のきょうだい以外 入院付添 重度障害 身体障害者手帳1～2級 療育手帳A以上 障害年金1級 精神障害者保健福祉手帳1級 寝たきり その他	25 23 18 16 15
5	災害復旧	震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たっている		25
6	求職中	求職活動を継続的に行っていいる場合	生計中心者※2の失業(自己都合を除く) 月32時間以上64時間未満の労働 仕事をしていない又は月32時間未満の労働	23 9 7
7	就学・職業訓練 (学生)	学校等に在学又は職業訓練を受けていいる場 合(月64時間以上)	職業訓練 その他※3	15 12
8		不存在(離婚・離婚調停中・死別・拘禁中・行方不明等)		25
9		別居(離婚前提の別居、単身赴任、海外留学等)		23

その他児童福祉の観点から、明らかに保育を必要とする緊急度が高いと判断される場合はこの限りでない。

複数の事由に該当する場合、保護者の状況において一番点数の高い基準点で採点する。

※1 複数の職場において就労している場合、労働時間を合算し、基準点に当てはめることができる。また、月64時間以上の就労において、4、7の事由と重複する場合、その事由に従事する時間を合算し、就労の基準点に当てはめることができる。

※2 生計中心者は、世帯のうち恒常に所得が一番高い者であり、原則、児童手当の受給対象者に準じる。なお、ひとり親の場合は、その保護者を生計中心者とする。

※3 研修医は「1 就労」と同じ扱いとする。

【調整指數】

調整指數 1

No.	項目	点数
①	転入による 保育所等の入所 (市外から市内)	+ 4 市外(隣接していない市区町村)からの転入
		+ 2 市外(隣接する市)からの転入
②	転居による転所 (市内から市内)	+ 3 市内区外(隣接していない区)からの転居
		+ 2 市内区外(隣接する区)からの転居
		+ 1 市内区内での転居
③	認可外保育施設又はベビーシッター、幼稚園の実施する預かり保育等(県又は市に設置の届出をしているもの)、一時預かり事業の利用(月 6 4 時間以上)	+ 4
④	産前産後休暇及び育児休業明け	+ 3
⑤	障害児保育実施対象児童である場合	+ 3
⑥	職場・職場内託児施設の利用(月 6 4 時間以上)	+ 2

※調整指數 1 は該当する項目が複数ある場合、最も高い加点 1 つを適用する。

※①②前住所地を含め保育所等の継続利用があった場合のみ加点とする。

※③⑥申請受付日から直近 3 か月以内の利用実績があり、利用状況・利用時間を確認できる書類の提出があった場合のみ加点とする。また、新規申請の場合のみ加点とする。

※③は幼稚園の未就園児教室、ファミリーサポートセンター、こども誰でも通園制度を含む。利用時間の合算可能。

※④新規申請の場合のみ加点とする。

※⑤ここで言う障害児保育とは、千葉市要配慮保育実施要綱(平成30年4月1日より施行)に定める心身の状況に応じて特別の配慮をする要配慮保育を指す。実施対象児童については、要配慮保育について保護者からの希望をうけ、面接を実施し要配慮児童と見込まれる児童を指す。

※⑤が適用となっている 3 歳以上児の世帯であって、世帯の合計点数が 4 6 点に満たない場合は、4 6 点を限度にさらに 3 点加点することとする。

(例: 合計点数 3 0 点の方は 3 3 点、合計点数 4 4 点の方は 4 6 点となります。)

調整指數 2

No.	項目	点数
I	週 5 日(雇用契約上の勤務日数)勤務者(看護・介護、学生も含む)	+ 1
II	1 歳児である場合	+ 1
III	きょうだい同時申込み(3人同時申込以降1人増えるごとに+ 1 とする) (後段VIとの重複適用不可)	+ 6
IV	同時申込みをした多胎児	+ 1
V	同居者に家庭保育が可能な者(18 歳以上 65 歳未満)がいる場合	▲ 3
VI	利用希望の施設(事業)をきょうだいが利用している場合 (新規・転園どちらの申請においても適用、転園の場合は後段VIIと重複適用可)	+ 6
VII	きょうだいを転園させる場合に、転園希望がきょうだい同一の施設(事業)になるとき(転園希望児童のみ加点、きょうだい全員が同一施設(事業)から別の同一施設(事業)同時転園する場合は対象外、前段III又はVIと重複適用可)	+ 2

※調整指數 2 は該当する項目それぞれにつき、加点(減点)を行う。

ただし、「III」、「VI」のどちらにも該当する場合にはどちらか一方の加点のみを行う。

転園申請する場合に、「VI」、「VII」のどちらにも該当する場合には両方の加点を行う(「きょうだい」については、4 月からの入所希望の場合、卒園予定児となるきょうだいは対象としない。)。

※「I」に該当する場合、父母それぞれに 1 点加点することとする。

採点方法

父・母それぞれの基準点、調整指數 1 及び調整指數 2 を加えたものを点数とする。

【優先項目】

優先①を選考最優先順位とし、数を追うごとに優先度が下がるものとする。

No.	項目	優先度
1	千葉市内の認可外保育施設の認可移行後の同施設継続利用(助成金対象児童のみ)、千葉市内の幼稚園の認定こども園移行に伴う2号認定児童としての同施設継続利用又は認定こども園を既に利用している1号認定児童が2号認定児童として同施設継続利用する場合	優先①
2	里親及びファミリーホームとして委託を受けて申請児童を養育している場合(保育所等の利用開始時に委託を受ける予定の場合も含む)	優先②
3	千葉市内の特定教育・保育施設の閉鎖又は地域型保育事業、認可外保育施設の事業中止(認可への移行は除く、助成金対象児童のみ)による新規利用及び利用先の変更申請の場合	優先③
4	千葉市内の地域型保育事業を年齢制限により継続利用が出来ない場合又は千葉市に住民登録のある児童が千葉市外の地域型保育事業を年齢制限により継続利用が出来ない場合	優先④
5	保育の認定事由が「妊娠・出産」の期間中に千葉市内の特定教育・保育施設又は地域型保育事業を退所をした後に、育児休業明けで退所児童が新規申請した場合(同時に入所申込みをしたきょうだいも対象とする)	優先⑤
6	父母いずれかが保育士等として、管内保育施設(認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、千葉市保育ルーム認定施設、企業主導型保育事業)又は預かり保育等を実施している幼稚園で月64時間以上就労する場合	優先⑥
7	父母いずれかが子どもルームの指導員として市内子どもルーム等(市内子どもルーム及び放課後児童健全育成事業の届出事業者)で月64時間以上就労する場合	優先⑦

※保育士等とは、保育士、幼稚園教諭、保育教諭、職員配置基準上の保育士として勤務する看護師・准看護師、医療的ケアを実施する看護師・准看護師をいう。

※優先項目は該当する項目が複数ある場合、最も高い優先度の項目を適用する。

※優先①及び③については、移行・閉鎖又は事業中止を告示した日時点での在籍している児童のみ適用する。

※優先①認定こども園の1号認定児童が2号認定児童として同施設継続利用する場合については、入所希望月の申請締切日時点で1号認定児童として在籍している児童のみに適用する。

※優先②については、保育所等の利用開始時点で里親及びファミリーホームの委託(予定)を受けた児童のみ適用する。

※優先④については、次年度4月入所選考申請締切日時点で在籍している児童のみ適用する。

また、千葉市内の特定教育・保育施設で実施している期間限定保育事業を年度末まで利用した児童にも適用とする。

※優先⑥・⑦については、新規申請の場合のみ適用する。

【同点となった場合の選考項目】

1から8までの項目について、1を最上位とし、上位の項目から順に用いる。

上位の項目で優先順位に差がついた時点で適用は終了とし、下位の項目は使用しない。

優先項目の優先①～⑦について、同じ優先となった場合の選考は、まず基準点、調整指数1及び調整指数2の合計により比較する。当該合計においても同点となる場合の選考は、以下の同点となった場合の選考項目を用いることとする。

No.	項目
1	父母のいずれかが単身赴任(※1)又はひとり親の世帯
2	父母の基準点の合計が高い世帯
3	同居者に家庭保育が可能な者(18歳以上65歳未満)がいない世帯
4	千葉市内の特定教育・保育施設又は地域型保育事業を利用していない児童
5	子ども(18歳未満)の数が多い世帯
6	親の就労時間が長い世帯(看護・介護、学生も含む)(※2)
7	親の勤務地が遠い世帯(※3)
8	保育料滞納がない世帯(※4)

※1 「単身赴任」については、「就労証明書」にて判断する。

※2 各世帯の月の就労時間が短い者同士を比較し、長い世帯を優先する。

※3 各世帯の自宅から勤務地までの直線距離が一番近い者同士を比較し、遠い世帯を優先する。

※4 保育料滞納とは「申請締切日の前々月分までの保育料の納付について、市の過失による追加徴収等の特段の配慮を要する理由なく、3か月分以上の滞納が継続していること」とする。

なお、保育料の滞納の有無は申請締切日時点の情報で判断する。

令和7年9月2日

認定こども園代表者様

幼保運営課長

認定こども園における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定員を超過した児童の受け入れについて、給付費・保育提供の適正を図る観点から、令和2年10月7日通知「認定こども園等における定員を超過した受け入れについて」により、各区における入所調整について基本的な取り扱いをお示ししておりましたが、令和7年4月11日付こども家庭庁発出の通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、下記のとおり取り扱いを変更いたしますので、ご了知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本取り扱いについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 受け入れ人数の考え方

（1）原則

- ・毎月の受け入れ人数については、利用定員の120%未満となることを原則とする。
なお、「1号認定」と「2・3号認定」の入所率は別々に算定し、充足すること。
- ・但し、やむを得ない特段の事情により、要保護児童を入所させる必要がある場合にはこの限りでない。
- ・上記に加えて、幼稚園型認定こども園については、毎月の1・2号認定の合計入所数が幼稚園（県）の認可定員を超えないこと

2 受け入れ人数が利用定員を超える場合の取扱い

（1）年度内での定員超過の考え方

2・3号認定の入所率が120%を超過した場合において、120%未満となるまで、区の利用調整において、新規入所及び1号認定から2号認定への区分変更を停止します。更なる受け入れを希望される場合は、入所数に即した定員増の検討をお願いします。

（2）次年度4月の受け入れについて

4月の受け入れにつきましては、前年度の9月までの間に、次年度の受け入れ計画をご提出いただき、児童数が利用定員の120%以下になることが確認できた場合、4月一斉入所の対象とします。

3 定員超過による給付費の減算について

(1) 連続した2年度間常に2・3号認定（1号認定）の合計定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率（※）が120%以上の状態にあると公定価格が減算となります。

※年間平均在所率：各月の初日の2・3号認定（1号認定）の子どもの数の総和を、各月の初日の2・3号認定（1号認定）の利用定員の総和で割って計算。

(2) 利用定員の変更を実施した場合は、減算調整を解除します。

なお、利用定員変更日が月の初日の場合は変更実施月から解除するものとし、変更日が月の途中である場合は、変更月の翌月から解除するものとします。

(3) 利用定員の変更を行わない場合は、1号認定から2号認定への認定変更を含む新規入所を停止します。年間入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除します。

（ただし、年度末において、年間入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用する）

(4) 減算解除月以降、当該年度末までの期間については、120%未満の入所率を維持するため、許容できる入所可能児童数を整理のうえで、年間入所率が120%未満に収まると想定される範囲内での新規入所は可能とします。

(5) 減算対象の年度中に年間平均入所率が120%未満を下回ることが困難な場合は、次年度4月時点の入所率が120%未満となるよう、一斉入所時に必要な調整等を行います。

※1号認定については、市での入所調整を実施いたしませんので、上記（2）～（5）の限りではございません。入所児童数実績により、年間入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除します。

（ただし、年度末において、年間入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用します）

4 本通知の適用日について

(1) 受け入れ人数の調整について

令和7年10月分の入所選考から適用

(2) 給付費の減算に係る運用について

令和7年度4月分から適用

＜問い合わせ＞

■入所調整に関するご質問

幼保運営課管理班 TEL：043-245-5726

■給付費に関するご質問

幼保運営課助成第二班 TEL：043-245-5735

令和7年9月2日

保育園
小規模保育事業
事業所内保育事業

} 代表者様

幼保運営課長

保育園等における定員を超過した受け入れについて

平素より、本市保育行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

定員を超過した児童の受け入れについて、給付費・保育提供の適正を図る観点から、令和2年7月28日通知「保育園等における定員を超過した受け入れについて」により、各区における入所調整について基本的な取り扱いをお示ししておりましたが、令和7年4月11日付こども家庭庁発出の通知「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」に基づき、下記のとおり取り扱いを変更いたしますので、ご了知のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、本取り扱いについては、保育の需要と供給の状況を踏まえ、今後、変更があり得ることを申し添えます。

記

1 受け入れ人数の考え方

(1) 原則

- ・毎月の受け入れ人数については、利用定員の120%未満となることを原則とする。
- ・但し、やむを得ない特段の事情により、要保護児童を入所させる必要がある場合はこの限りでない。

2 受け入れ人数が利用定員の120%以上となる場合の取扱い

- (1) 新たな受け入れは実施いたしません。なお、市ホームページに毎月公表する受け入れ状況表の受け入れは「×」とします。
- (2) 現に入所する児童については、上記「受け入れ人数の考え方」を適用することで退所にならぬよう配慮し、継続入所を可とします。
- (3) 受け入れに係る調整は、園の所在する区のこども家庭課が行います。

3 定員超過による給付費の減算について

- (1) 連続した2年度間に2・3号認定の合計定員を超えており、かつ各年度の年間平均在所率(※)が120%以上の状態にあると公定価格が減算となります。
※年間平均在所率：各月の初日の2・3号認定の子どもの数の総和を、各月の初日の2・3号認定の利用定員の総和で割って計算。

- (2) 利用定員の変更を実施した場合は、減算調整を解除します。

なお、利用定員変更日が月の初日の場合は変更実施月から解除するものとし、変更日が月の途中である場合は、変更月の翌月から解除するものとします。

- (3) 利用定員の変更を行わない場合は、1号認定から2号認定への認定変更を含む新規入所を停止いたします。年間入所率が120%未満になると判断した場合は、「年間入所率が120%未満となった月」に遡り減算調整を解除いたします。
(ただし、年度末において、年間入所率が120%以上となる場合は再度減算を適用します)
- (4) 減算解除月以降、当該年度末までの期間については、120%未満の入所率を維持するため、許容できる入所可能児童数を整理のうえで、年間入所率が120%未満に収まると想定される範囲内の新規入所は可能とします。
- (5) 減算対象の年度中に年間平均入所率が120%未満を下回ることが困難な場合は、次年度4月時点の入所率が120%未満となるよう、一斉入所時に必要な調整等を行います。

4 本通知の適用日について

- (1) 受け入れ人数の調整について
令和7年10月分の入所選考から適用
- (2) 給付費の減算に係る運用について
令和7年度4月分から適用

<問い合わせ>

- 入所調整に関すること
管 理 班 : 043-245-5726
- 給付費に関すること
助成第2班 : 043-245-5735

保育園・認定こども園等の適正利用にご協力ください

★保育園等は…

お仕事などでご家庭での保育が難しいお子さんを
保護者に代わって保育する場所です。



★ご家庭で一緒に過ごせる日や時間には…

お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。
ご家庭で保護者と過ごすことで、
子どもの心や情緒が安定し、興味や関心が深まります。

【例】認定事由が就労の場合
利用時間の原則は…
「勤務時間 + 通勤時間」

●保護者のみなさまに具体的にお願いしたいこと

保育園等は、原則、認定された事由以外では利用できません。また、認定された保育必要量に応じた利用時間であっても、ご家庭で一緒に過ごせるときは早めのお迎え等にご協力ください。

次のように保育園等をご利用いただくよう、ご協力ください。

- ◆ お仕事の帰りにお買い物に寄ってから、お子さんのお迎えにいく
- ➡ お子さんのお迎えに寄ってから、お買い物にいきましょう
- ◆ 上のお子さんの習い事の送迎や行事に参加するため、下のお子さんを預ける
- ➡ 習い事の送迎や行事の参加に、可能な限り下のお子さんも連れていきましょう
* やむを得ず預ける場合には送迎・行事が終わり次第お迎えのご協力を
お願いします。
- ◆ 休暇等で時間に余裕がある場合、お子さんを預ける
- ➡ 用事が終わり次第早めのお迎えをするなど、ご家庭で
お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう



育児休業中に上のお子さんを保育園等に預けている方は、ご家庭で一緒に過ごす時間を
増やすため、可能な範囲で早めのお迎えをご検討ください。
* 下のお子さんのお世話により、上のお子さんと一緒に過ごす時間が少なくなると
思います。上のお子さんと一緒に過ごす時間を積極的につくるよう心がけましょう。

ここでは、保育園等に関するみなさまからの
素朴な疑問にお答えします。



●保育士さんはどのような仕事をしているの？

子どもと一緒に楽しく遊んでいるだけ、と思われがちですが…

- 子どもたちが意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議等で振り返るなど、日々成長するお子様に合わせた保育の提供ができる工夫をしています。
- 子どもたちが活発に遊び、気持ちよく安心して過ごせるようにしています。
 - 日々の保育内容の計画・実施・振り返り
 - 玩具の補修
 - 室内・トイレなどの清掃・消毒作業
 - 花壇や畑作りなどの環境整備
 - 園庭清掃・園庭遊具の点検など、様々な仕事があります。

●保育士さんが不足しているって聞いてるけどホント？

配置基準があり、在籍児童数に合わせて保育士を配置していますが…

- 保育時間が11時間と(延長保育を行う場合はさらに)長く、特に朝夕の時間帯は勤務する保育士等の確保が困難な状況となっています。
保育士等が長時間勤務することで延長保育を対応している場合もあります。
- みなさまから少しずつご協力をいただくことで、充実した保育につなげることができます。

●保育料を払っているから、いつでも保育園等を使っていいんでしょ？

3歳未満児の保護者の方には保育料を納めていただいておりますが…

- 保育に関する費用の約90%は、実は市民のみなさまの税金で賄っています。
- 保育園等の利用は、原則、認定された事由でのご利用になりますが、
保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、
例外的に、保育園等の利用は可能です。
なお、その際は平日の9~16時頃までの利用にご協力ください。

個々の家庭により、様々な事情があると承知しています。
可能な限りのご協力をお願いいたします。
千葉市では、保護者のみなさまと保育園等が、
支え合える関係を目指しています。



千葉市

こども未来局幼児教育・保育部
幼保運営課
(代表)043-245-5726